

第 1 3 2 3 回 京都市教育委員会会議 会議録

1 日 時 平成 2 7 年 1 月 8 日 木曜日

開会 1 0 時 0 0 分 閉会 1 3 時 0 0 分

(休憩 1 2 時 0 0 分から 1 2 時 3 0 分)

2 場 所 京都市役所内 教育委員室

3 出席委員 委員 (委員長職務代理) 星川 茂一

委 員 奥野 史子

委 員 秋道 智彌

委 員 鈴木 晶子

委員・教育長 生田 義久

4 傍 聴 者 0 人

5 議事の概要

(1) 開会

1 0 時 0 0 分, 委員長職務代理が開会を宣告。

(2) 藤原前委員長退任後の委員体制について

生田教育長から, 藤原前委員長退任後の委員体制について, 以下の 2 点を伝達。星川職務代理から各委員へ確認し, 全委員の承認が得られた。

- ・門川市長の意向として, 平成 2 7 年 4 月から新教育長へと移行する予定。
- ・それを踏まえ, 委員会としては 4 月まで新たな委員長を任命せず, 職務代理である星川委員による会議の主宰等をお願いしたい。

(3) 前会会議録の承認

第 1 3 2 2 回京都市教育委員会会議の会議録について, 全委員の承認が得られた。

(4) 議事の概要

ア 議事

議案 8 件, 報告 1 件

イ 非公開の承認

議案 5 件, 報告 1 件については, 市長の作成する議会の議案に対しての意見の申し出に関する案件及び関係機関等と協議を要する案件であり, 京都市教育委員会会議規則に基づき, 非公開とすることについて, 全委員の承認が得られた。

ウ 議案事項

報第7号 京都市立学校給食調理員の給与に関する規則等の一部を改正する規則の制定について

報第8号 京都市教職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

(事務局説明)

○ 東 教職員人事課長

報第7号、報第8号について、併せて説明させていただく。

これら2つの案件については、案を確定させてから今回の教育委員会の開催までに決定し、施行する必要があったため、教育長専決処分を行っている。報第7号については、本市の他の常勤職員の給与を改定する条例が、平成26年12月22日に成立したことを受けて、12月25日の改定差額支給日までに規則を改正する必要がある、また、報第8号については、前回の教育委員会以降に、京都府教育委員会から連絡を受け、施行する平成27年1月1日までに改正を行う必要があったためである。

まず、給食調理員の給与改定について説明させていただく。給食調理員の給与改定は、昨年9月18日の京都市人事委員会勧告のうち、職員給与を0.24%引き上げる勧告に基づいて給料表を改定している。

月額の改定額は1級が1,100円から2,000円の増額、2級が600円から1,900円の増額、3級は引上げなしから1,600円までの増額となっている。なお、3級については、世代間の給与配分の見直しの観点から、高位号給である73号給以上が引上げなしとなる。

引上げなしとなる基準については、市長部局に準じており、行政職給料表3級で引上げなしとなる給料月額に対応する号給から、引上げなしとしている。

次に、給与構造の見直しに伴う現給保障の廃止について説明させていただく。

国においては、地域ごとの民間賃金水準の格差を踏まえ、平成18年4月から国家公務員の俸給水準を平均4.8%引き下げた。その際に、激変緩和措置として、俸給表切替え前の俸給月額と、その者の受ける俸給月額との差額に相当する額を、経過措置額として支給し、見直し前の水準を保障したのが、現給保障である。

本市及び京都府においても、国に準じた見直し及び現給保障を実施しているが、平成26年の人事委員会勧告を受け、現給保障を段階的に廃止することとなった。

現給保障の廃止については、平成27年4月から支給額を段階的に減額し、平成28年度末をもって廃止することとする。市の勧告においては「本年度末をもって廃止」とされていたが、激変緩和措置として、平成27年度は支給額の3分の1を減額、平成28年度は支給額の3分の2を減額し、平成28年度末をもって廃止することとしている。

対象人数は平成26年12月時点では2名であり、廃止時点の平成29年4月には、定年退職により「対象者なし」となる予定である。

改正規則の施行期日について、給料表の改定については、本市の職員と同様に、平成26年12月24日に施行し、同年4月1日に遡っての適用とする。また、現給保障の廃止に係る改正については、平成27年4月1日の施行とする。

なお、管理用務員の給与については、条例で定められているため、給食調理員と同様の改正について、11月に教育委員会の承認をいただき、市議会で議決のうえ、平成26年12月24日に施行されている。

続いて、子育て休暇の改正について説明させていただく。

今回の規則改正については、職業生活と家庭生活の両立を図るための環境整備に加え、少子化対策の推進の観点から、第3子以降の付与日数について、京都府の規則改正に準じ、京都市教職員の規則改正を行うものである。

対象者は、管理用務員・給食調理員等の市費負担職員を除く、府並教職員である。

子育て休暇は、中学校3年生までの子どもを養育する場合に取得することができ、子どもの看護や健康診断・予防接種の付き添いに加え、授業参観などの学校行事への参加の際も取得することができる。

取得日数は、これまでは、子が1人で7日、2人以上で10日であったが、改正後は、子が3人以上の場合は「10日に当該子の数から2を減じた数を加えた日数」へ変更となり、子が2人を超えた人数分だけ10日に日数を追加することとなる。

具体的には、3人であれば11日、4人であれば12日、5人であれば13日となる。

「対象となる子」「休暇の取得単位」「休暇の取得要件」について改正はない。

子育て休暇の取得方法は、勤務校の校長へ申請し、承認を得て取得することができ、取得方法についても改正はない。

本改正は、京都府では平成27年1月1日から施行されており、本市での施行日も、平成27年1月1日となる。

#### （委員からの主な意見）

- 子育て休暇の日数が増えることは望ましいことである。それと関連し、年次休暇の取得状況は。
- 子育て休暇を取得しにくい状況はあるか。
- 取得状況に男女差はあるか。

#### （事務局）

- 年次休暇は、近年11日から12日程度が取得されている。
- 勤務の状況によっては、取得しにくい状況もあると考えるが、一方、年次休暇とは別に子育てに特化した休暇制度を設けたことで、取得しやすい環境づくりにも寄与していると考えている。引き続き、ライフ・ワーク・バランスの確保に向け環境整備に努めたい。
- 京都府では、女性職員の方が取得率が高かったと聞いており、本市においても同様であると考えている。

#### （採決）

委員長職務代理が、報第7号「京都市立学校給食調理員の給与に関する規則等の一部を改正する規則の制定について」、報第8号「京都市教職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」に対して、採決を行い、各委員「異議なし」を確認。

### 議第23号 京都市教職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

#### （事務局説明）

#### ○東 教職員人事課長

まず、教員特殊業務手当の概要について説明する。教員特殊業務手当は、特殊勤務手当の一種

であり、管理職を除いた教諭や常勤講師等を対象とし、支給要件に該当する業務に一定時間以上従事した者に支給される。

対象業務の代表例としては、まず「修学旅行等の引率指導業務」がある。この例では、泊を伴い、その日において8時間程度、修学旅行等の引率指導業務に従事した場合に、手当が支給される。また、「部活動の指導業務」では、週休日等に、引き続き4時間程度、部活動の指導業務に従事した場合に、手当が支給される。

次に、規則改正の経緯について説明する。教員特殊業務手当については、まず、平成19年3月に中教審答申にて、部活動指導手当等の充実について言及され、平成20年10月に、国の義務教育費国庫負担金の算定根拠の見直しを踏まえ、本市、京都府共に、すべての対象業務に係る手当額を倍増した。その後、平成25年6月の第2期教育振興基本計画の「真に頑張っている教員を支援し、メリハリのある教員給与体系の確立に向けて検討する」との内容を受け、平成26年1月に、国は4年間での手当額の更なる倍増を目指し、その第1段階として、平成26年10月から手当額を25%増額するべく、予算編成を行った。京都府では、他の都道府県の状況を踏まえ、平成26年10月には手当額の増額を見送ったが、人事委員会勧告の内容を受け、平成27年4月から手当額を増額するための条例改正を行った。

これに伴い、本市が給与を負担する幼稚園・高等学校等の教職員についても、京都府の増額改定に準じた取扱いを行う必要がある。教員特殊業務手当の改定金額については、すべての対象業務に係る手当額を25%引き上げる改定となっている。

本市全体の影響額としては、平成25年度ベースで約4,000万円の支給実績があるため、手当額の改定により約1,000万円の増額が見込まれる。なお、1人あたりの改定の影響額としては、例えば1月あたり4回、週休日に部活動の指導を行った場合、給与の月額で2,400円、年額で28,800円の増額となる。

施行期日については、京都府と同様に、平成27年4月1日の施行となる。

#### (委員からの主な意見)

○部活動の練習の指導業務でも手当が支給されるのか。平日でも支給されるのか。

○4年間で倍増とのことだが、今後はどのように増額改定が行われるのか。

#### (事務局)

○部活動の練習の指導業務でも、4時間程度(3時間30分以上)従事していれば支給されるが、平日の指導業務は支給対象外であり、週休日等に行ったものが支給対象となる。

○国は4年間で倍増する方針を示したが、具体的には今回の25%増額についてのみ正式に通知されている。今後の増額スケジュール等については、現在未定であり、今後の国及び府の動向に注視したい。

#### (採決)

委員長職務代理が、議第23号「京都市教職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」に対して、採決を行い、各委員「異議なし」を確認。

## エ 非公開の宣言

委員長から、以下の議案5件、報告1件について、会議を非公開とすることを宣言。

### 議第24号 京都市教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

#### (事務局説明)

#### ○東 教職員人事課長

まず、改定の概要について説明する。平成18年4月から実施している教職員の現給保障措置については、平成28年度までは現在の額を維持、平成29年度の1年間は差額の2分の1を保障し、平成29年度末をもって廃止することとする。

改正による現給保障の廃止は、本市が給与を負担する幼稚園・高等学校等の教職員が対象となる。

施行日については、京都府が同様の条例改正を、公布日の平成26年12月26日に施行していることを踏まえ、本市においては、平成27年3月の公布日に施行する予定であるが、府費の教職員と、本件の対象となる幼稚園・高等学校の教職員について、実際に引下げが開始されるのは、平成29年4月からとなる。

現給保障の廃止については以上である。

#### (委員からの主な意見)

特になし。

#### (採決)

委員長職務代理が、議第24号「京都市教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について」に対して、採決を行い、各委員「異議なし」を確認。

### 議第25号 京都市立特別支援学校条例の一部を改正する条例の制定について

#### (事務局説明)

#### ○大黒 総合育成支援課長

現行の白河総合支援学校東山分校については、「地域とともに」をコンセプトに、地域貢献型の活動を通して、他者に必要とされる経験を積み重ねる中で、例えば他者から「ありがとう」と言われることによって自己肯定感を高め、自立と社会参加に向けた意欲と態度を育むことを目指し、「地域コミュニケーション」科を設置したところである。

今回、本校化する理由について、1点目は、27年度をもって1～3年生がそろい、一定、教育活動が完遂すること。2点目は鳴滝総合を含む職業学科を設置する3校とも、卒業後に企業就労を目指すことは同じであるが、白河本校とは別の教育課程や特色を打出し、中学校生徒がより明確に進路選択をより明確に行うことができるように、「分校」ではなく1つの学校として位置づけることが必要であると考えていること。3点目は、こうした状況もふまえて保護者及び地域から、さら

に今後、地域協働事業を推進するためにも本校化してほしい、「分校」という名称は本校の２番目の学校というイメージも抱きかねない、などの要望があったことがあげられる。

次に、新校名の選考については、アンケートに基づく公募を昨年８月～９月にかけて実施し、主には白河本校・分校の生徒、保護者、教職員、地域の方々（主に修道学区）を対象に、ＨＰも活用して広く市民を対象に行った。その結果、最終、１７８件の回答が寄せられた。

その後、昨年１０月２９日に新たに発足した東山分校の学校運営協議会において協議がなされ、「東山」が新校名候補として決定された。「東山」に選ばれた理由は、アンケートの結果、最多の６０件の応募があったことや、既に生徒や保護者等にとっても「東山分校」として馴染んでいる名称であり、地元にとっても元東山小学校があった時代から親しんだ名称であることなどがあげられる。

他にも馬町や渋谷などの名称もあげられたが、こうした理由を尊重し、「東山」に決定された。

そして、平成２７年１月６日に学校運営協議会の代表者から教育長に対し、新校名に係る要望書が提出されたところである。なお、学校運営協議会のメンバーについては、ＰＴＡや地域の代表者をはじめ、近隣の大学、保育園など各施設の代表者にも参画いただいております、今後も地域のご協力いただける方々に加わっていただきたいと思います。

次に、新しい総合支援学校の概要については、所在地は現東山分校と同じであり、生徒数についても現行の１学年あたり３４名を予定している。

今後については、本条例案の議決後に、京都府に対し、設置に係る認可申請を行う予定である。

#### （委員からの主な意見）

- 職業学科（２校３学科）それぞれの取組と特色について、改めて説明してほしい。
- 条例上の名称「特別支援学校」と実際の呼称「総合支援学校」が異なる理由は。
- 学科の変更について、例えば、入学時は白河本校に在籍していた生徒が、学習状況や進路希望等によって途中から、東山分校で学ぶなど、柔軟な対応はこれまで可能であったのか。また本校化することで取扱いはどうなるのか。

#### （事務局）

- 白河総合東山分校においては、「地域コミュニケーション」として、地域の方々との協働事業をとおして働く基礎となる力を学んでいる。具体的にはカフェの運営を通して、接客サービスやコミュニケーション能力を育成することや、主に地域の高齢者を対象にした体操教室の活動、伝統工芸サービスとして、陶芸教室の運営などを行っている。同様に白河本校や鳴滝総合においても、企業やビルメンテナンス協会など関係機関等の協力を得ながら、白河では食品加工・農園芸・情報印刷、鳴滝ではクリーニング・メンテナンス・福祉サービスを学び、企業就労を目指している。
- 条例上の名称は法律（学校教育法）に基づくものであり、法律では「特別支援学校」という名称となっているため、「京都市立特別支援学校条例」となっている。そして、京都市では本条例において、職業学科だけでなく全ての学校で「総合支援学校」と呼ぶように定めている。
- 中学校卒業時点で、障害のある生徒の進路を完全に決定することは難しいことであり、今後、職業学科だけでなく普通科の総合支援学校も含めて、生徒の進路希望等に対する柔軟な対応について、校長会とも相談しながら検討していきたいと考えている。

#### （採決）

委員長職務代理が、議第２５号「京都市立特別支援学校条例の一部を改正する条例の制定について」に対して、採決を行い、各委員「異議なし」を確認。

議第２６号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」

（事務局説明）

○清水総務課長

議第２６号については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」の平成２７年４月１日から施行に伴い、本市において整備が必要な関係条例を、平成２７年２月市会において、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」を制定し、一括して改正しようとするものである。

関係条例のうち、改正後の地教行法における教育長（以下、新教育長という。）の勤務条件等に関しては、後ほどまとめて説明させていただくので、先にそれ以外の改正箇所について、概要を説明させていただく。

「京都市報酬及び費用弁償条例」において、教育委員長の報酬月額を定められていたが、教育委員長職の廃止に伴い、当該規定を削除するなどの改正を行うものである。

「京都市防災会議条例」において、防災会議の構成員に教育長が入っているが、教育長の名称について、「京都市教育委員会教育長」から「京都市教育長」に改正するものである。これは、教育長任命の主体が、現行の教育委員会から市長に変わることに由来するものである。

「京都市教育委員会の委員の定数に関する条例」において、本市の教育委員の定数を定めているが、新教育長が教育委員ではなくなることに伴い、６名から５名に改正するものである。なお、新教育長が教育委員会の構成員であることに変わりはない。

次に、新教育長の勤務条件等について、説明させていただく。

新教育長の勤務条件等については、昨年９月の文部科学省の説明会において、「新教育長の身分は特別職と位置付けられるが、給与及び勤務条件等は従前の一般職としてのものから変更することを意図したものではない」との説明があったことなどを踏まえ、次のとおりとする。

身分について、現行の教育長は、任命に議会の同意を必要とする教育委員会の委員として特別職の身分を有するとともに、併せて教育委員会が任命する教育長として一般職の身分を有するものであったが、新教育長は、首長が議会の同意を得て任命する職であることから、特別職の身分のみを有することとなる。

次に、給料月額、諸手当については、引き続き、一般職（局長級）に準じることとする。

退職手当については、引き続き、公営企業管理者と同じ支給割合を用いることとする。

職務に専念する義務の免除を含む勤務時間、休日、休暇等その他の勤務条件については、引き続き、一般職に準じることとする。

現在の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件については、教育公務員特例法第１６条第２項において、「他の一般職に属する地方公務員とは別個に、当該地方公共団体の条例で定める」とされていたことから、「京都市教育委員会教育長の給与等に関する条例」を定め、規定していた。

新教育長が特別職の身分のみを有し、教育公務員特例法第１６条が削除されたことに伴い、他の特別職と同様に、「給料月額、諸手当」については「京都市職員給与条例」において、「退職手当」については「京都市特別職員退職手当支給条例」において、「旅費」については「京都市旅費条例」

において、規定することとする。なお、旅費の区分は、１級から特級となる。

一方、特別職の場合、職務に専念する義務を含む勤務時間その他の勤務条件について特段の定めはないが（地方公務員法の適用除外）、新教育長については、地教行法第１１条第５項において、「教育長は、法律又は条例に特段の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない」と、職務に専念する義務が今般の改正により明記されたため、職務に専念する義務を免除する場合や勤務時間、休憩時間、休日、休暇等に関し必要な事項を「京都市教育長の職務に専念する義務の特例等に関する条例」において規定することとする。

（委員からの主な意見）

- 新教育長を外部から登用した場合であっても、職務に専念する義務や勤務時間その他の勤務条件について、特段の定めは必要ないか。
- 新教育長は、現行の教育長と委員長の職を一本化されることにより、職責は重くなるものと認識している。教育委員会事務局としてサポート体制をしっかりと構築していただきたい。

（事務局）

- 外部からの人材登用であったとしても一般職と同じ適用を受けるため、職務に専念する義務や勤務時間その他の勤務条件について、特段の定めは必要ない。
- 教育委員会事務局としても同様の認識をしている。新制度の下で、さらに組織力を高めながら、諸課題に取り組んでまいりたい。

（採決）

委員長職務代理が、議第２６号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」に対して、採決を行い、各委員「異議なし」を確認。

## 議第２７号 京都市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

（事務局説明）

○清水総務課長

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第２９条の規定に基づき、行財政局が２月市会において平成２７年度の職員定数を反映した「京都市職員定数条例の一部を改正する条例」の制定について提案するにあたり、教育委員会分の改正を市長に依頼するための議案である。

なお、この職員定数は職員数の上限という位置づけの数字であり、実際の職員数は職員定数よりも若干少ないことになる。

また、この定数の範囲は、指導主事を含む「教育委員会事務局職員」の他、管理用務員、給食調理員、事務員、養護職員の「市費負担職員」及び高校・幼稚園の教員等の「市費負担教職員」が対象となり、市立小・中・総合支援学校の「府費負担教職員」は本条例の対象外である。

改正内容は、条例上の職員の定数の改正である。本市では、これまでから職員定数の適正化などによる人件費の抑制に取り組んできた。本市の極めて厳しい財政状況を踏まえ、「はばたけ未来へ！

京プラン」において平成23年度から平成32年度までの10年間に1,400人の職員を削減する「部門別定員管理計画」を掲げ、このうち平成24年度から平成27年度の前期4年間については、全市で600人、うち教育委員会では110人の削減を目標として定め、定員適正化に努めてきた。教育委員会においては、平成24年度から平成26年度の3年間で、既に合計165人の削減を実施し、目標を達成しているが、平成27年度も、更なる削減に努め、管理用務員14人、給食調理員7人、指導主事等3人の計22人分の定数を定員管理計画により減員する。

また、指導主事等について、近年の学習指導要領の改訂に伴い認められていた2名分の増員措置が終了し、減員される。

一方、平成29年度から府費負担教職員の給与等の負担が市へ移譲されることに伴う事務負担の増加に対し、事務局職員3人分の定数を行財政局から増員措置される見込みである。

最終的に21人を減員し、平成27年度条例定数を「2,157人」と改正いたしたい。

(委員からの主な意見)

○管理用務員、給食調理員、指導主事の減員は定年退職・嘱託化によるものか。

○指導主事等の減員について、具体的に減員させる所属は想定しているのか。

(事務局)

○減員は定年退職・嘱託化によるものである。

○指導主事等の減員については、まだ所属を特定している段階ではない。この間、各所属の首席級等を嘱託化してきているが、これ以上の嘱託化はかなり厳しい現状もある。

(議決)

委員長職務代理が、議第27号「京都市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」に対して採決を行い、各委員「異議なし」を確認。

議第28号 子ども・子育て支援法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

(事務局説明)

○清水総務課長

議第28号については、青少年科学センター等の本市施設の団体入園に係る就学前の子どもの引率者の入園料等の不徴収について、これまでは幼稚園以外に（保育所等の）児童福祉施設が対象となっていたところ、子ども・子育て支援法の制定及び児童福祉法の一部改正により、新たに対象が家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業に拡大されることから、平成27年2月市会において、「子ども・子育て支援法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」を制定し、本市における関係施設（具体的には、京都市青少年科学センター、京都市動物園、京都市野外活動施設花背山の家、京都市学校歴史博物館、京都市宇津峡公園、京都市野外活動施設京北山国の家、京都市宇多野ユースホテル）それぞれの条例において、入園料の不徴収の箇所等を一括して改正しようとするものである。

なお、元来、京都市動物園については文化市民局が、京都市宇津峡公園及び宇多野ユースホテルについては産業観光局が、条例の所管局となりますが、残りの4施設の条例は教育委員会の所管

であるため、教育委員会から一括して改正を行うものである。

就学前の子どもの引率者の入園料等の不徴収の対象施設・事業については、従前から基本的に「幼稚園」や「(保育所等の) 児童福祉施設」の施設が対象であった。

この度、子ども・子育て支援法の制定及び児童福祉法の一部改正により、0～2歳の少人数の子どもを預かる「地域型保育事業」が「子ども・子育て支援新制度」における支援の対象事業となるが、そのうち、引率者の入園料等の不徴収の対象となる事業は、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業の3事業のみで、居宅訪問型保育事業は対象に含まれない。これは、居宅訪問型保育の事業の内容が、「障害・疾病などで個別のケアが必要な場合や、施設が閉園した地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行うもの」であるため、そもそも子どもを外に連れていくことを想定していないことによるものと考えられる。

家庭的保育事業とは、「家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）の子どもを対象に、きめ細やかな保育を行うもの」をいう。

小規模保育事業とは、「少人数（定員6～19人）の子どもを対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行うもの」をいう。

事業所内保育事業とは、「会社・事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育するもの」をいう。

（委員からの主な意見）

○地域型保育事業の認可方法は。また、認可件数は市全体でどれくらいを見込んでいるか。

○対象となる事業者を含め、対外的に積極的な広報活動を期待する。

（事務局）

○本市から現行の昼間里親又は保育事業として委託しているものを、認可に切り替えるものが多く、現在、認可申請を行っていただいている。新規7件を含め、平成27年4月1日時点で、約63件を見込んでいる。なお、内訳は、家庭的保育事業0件、小規模保育事業59件、事業所内保育事業として4件、居宅訪問型保育事業0件となっている。

○平成27年4月1日からスタート予定である子ども・子育て支援新制度の広報と併せて、しっかりアピールしてまいりたい。

（採決）

委員長職務代理が、議第28号「子ども・子育て支援法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」に対して採決を行い、各委員「異議なし」を確認。

## オ 報告事項

小学校給食における食物アレルギー対応について

（事務局説明）

○俣野 体育健康教育室給食課長

小学校給食における食物アレルギーについては、現状では、各校の給食調理員数や設備面での条

件が異なってくるため、それぞれの学校が実状に応じて取組を進めてきた。

法律で特定原材料として表示義務のある7品目のうち、一番対象者が多いのは卵であり、平成25年度の調査では、対象児童のいる161校のうち6割の学校が除去食対応をしている。

一方で、東京で起こった痛ましい事故を受けて、文部科学省が行った調査によれば、学校生活管理指導表をはじめ、医師の診断書の提出が低いことから、その対応も必要となってきている。

資料にあるように、本市では平成25年9月に校長をはじめとする教職員やアレルギー専門医を構成員とする「食物アレルギー対策検討会議」を立ち上げ、6回の会議を経て、「食物アレルギー対応方針」としてまとめた。その手引きにおいては、文科省の「学校給食における食物アレルギー対応に関する調査研究協力者会議」の最終報告を踏まえて、以下のとおり取り組むこととしている。

- ・「食物アレルギー対応委員会」の設置
- ・学校生活管理指導表等の医師の診断による対象児童の把握と情報共有
- ・献立作成時における配慮
- ・一部除去食の提供
- ・緊急時の個人別対応マニュアルと、訓練の実施等

また、それぞれの内容は、以下のとおり。

#### ○「食物アレルギー対応委員会」の設置

各校の管理職をはじめとする関係教職員で構成し、特定の教職員だけでなく、組織的に食物アレルギー対応を行うことを目指して設置するものである。

#### ○対象児童の把握と情報共有

食物アレルギーのある児童について、学校生活管理指導表をはじめ医師の診断で状態を確認し、給食での対応について文書により内容を明確化するなど、各教職員が情報を共有できる体制を整える。

#### ○献立作成時の配慮

献立作成の段階で使用頻度が高かったり、重篤な症状を起こす品目については、献立での使用の工夫をするものとし、従前から行っているそばやピーナッツの不使用をはじめ、今年度はチキンカツの衣のつなぎに卵を使用しないなどの対策を講じている。

#### ○一部除去食の提供

すでに6割の学校で除去対応をしている卵と、牛乳について全校で除去対応をすることとする。除去の調理法や作業工程表については、市教委から提示するなど、除去対応を行っていない学校に対するフォローも行うようにする。

#### ○緊急対応個人別マニュアルの作成と緊急時を想定した訓練の実施

アナフィラキシーショックの発生等緊急時に適切な対応をとることができるように個人別マニュアルを作成し、各校で研修等を行うこととする。

手引に準じた対応は平成27年4月1日から行うこととし、各校は可能な限り速やかに移行に努め平成27年度末を目途に移行を完了することとする。

また資料の(3)就学援助世帯への公費負担にあるとおり、学校生活管理指導表の発行経費について、経済的な事情を抱える家庭への対応として、就学援助世帯への経費の公費負担を行う予定としており、現在予算要求中である。

今後の日程としては、1月20日に関係の教職員を対象とした説明会を実施することとし、2月4日にも同内容で行う予定としている。また栄養教諭や給食調理員を対象とした説明会を別途3月下旬に行う予定である。

今後の方向性として、除去品目や献立の拡大については、卵の除去作業の各校での状況を踏まえ、他の先進的に取組を進めている学校の実践例も活かしながら、検討することとしたい。

(委員からの主な意見)

- アレルギーのない子どもの親でも、子どもの友達が家に遊びに来る場合など、アレルギー対応については意識しなければならないこともある。
- 教師が児童の状況全てを把握するのは難しい部分もあると思うが、現状で、学校でできている部分とできていない部分について簡単に説明を。
- 栄養教諭の配置状況はどうか。
- 保護者から出てくる書類には重要な個人情報が含まれており、管理に注意が必要である。
- 食育や保健の授業との連携でアレルギーについても教育していくことが必要ではないか。
- これまでは学校生活管理指導表を保護者に依頼することができにくい状況にあったのか。
- 手引きのP 8 (5) 一部除去食の注意ポイントに「集団による教育施設であるため、家庭で行っていることでも実施できない場合があることに理解を求める。」とあるが、意味がわかりにくい。具体例を示した方がよいのではないか。
- 給食での和食の取組にも言えることだが、給食以外の家庭での食事も重要である。

(事務局)

- アレルギー対応に関する保護者とのやりとりについては、学校によって様式を決めている学校と決めていない学校があったが、本手引により共通化を図った。除去食については、学校により人員や設備の違いがあるため、現在実施していない学校についても安全に行えるように作業工程等を示していくとともに、献立作成段階でもアレルギー対応を考慮していきたい。
- 栄養教諭については、1校1人の配置ではなく、複数校を1人が兼務している状況。兼務も含めて配置のない学校は14校。
- 個人情報については、学校から出さないようにするなど管理を徹底する。ただし、校内の教職員間での情報共有は非常に大切であり、保護者の同意をもらったうえで徹底していきたい。
- アレルギー対応は周囲の児童の理解も重要であり、各学校で実態に合わせた指導を行わっている。
- 学校生活管理指導表について、現在、京都府医師会と連携して、より食物アレルギーに特化した様式を作成しており、医師会との連携の中で今後活用が広がると思う。
- P 8 注意ポイントについては、児童の成長段階によるアレルギーの状況の変化に応じてアレルギー原因物質を含む食品を徐々に摂取するなどの対応はできない場合があることについて保護者に理解を求める趣旨である。理解しやすいよう追記する。

(5) その他

- 生田教育長から、前回会議以降の主な出来事等について報告。
  - ・12月22日(月)市議会本会議(藤原前委員長の最後の公務)について
  - ・12月24日(水)教育福祉委員会について
  - ・12月24日(水)桃陵中生徒「第58回日本学生科学賞」文部科学大臣賞受賞について
  - ・1月5日(月)市長年頭訓示について
  - ・1月6日(火)白河総合支援学校東山分校本校化に係る要望書提出について
  - ・1月6日(火)まち・ひと・しごと・こころ創生本部会議について

○事務局から当面の日程について説明

(6) 閉会

13時00分、委員長が閉会を宣告。

署名 委員長職務代理